

**令和7年度「望まない受動喫煙のない岡山推進事業」
WEB 広告配信業務 委託仕様書**

1 業務名

令和7年度「望まない受動喫煙のない岡山推進事業」WEB 広告配信業務

2 業務目的・概要

別添1のとおり

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和8年2月28日

4 契約限度額

1,056,000円

5 業務内容（企画提案）

業務に必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとし、業務目的を達成するためのWEB 広告の配信に関する企画等の業務一式を提案すること。

なお、実施においては、県と受託者が協議の上で内容を設定するため、必ずしも提案のとおりとはならない点に留意すること。

(1)WEB 広告の配信

アとイの内容の2本の動画を配信すること。

なお、WEB 広告配信にあたっては、ウに記載の内容に留意すること。

ア 受動喫煙の健康被害等の啓発動画

- ◆ 県啓発動画 (<https://youtu.be/4VlyVSB2d5k>) を使用し YouTube に広告を配信することとし、それに伴う一切の手続きを行うこと。
- ◆ 岡山県内在住者のうち、喫煙可能年齢前である18歳、19歳を含む若年層にアプローチできる広告とすること。

〔ターゲットの概数：令和6年の15～19歳の県人口約86,500人〕
86,500人×2/5=34,600人

イ 岡山県の受動喫煙防止対策事業のPR動画

- ◆ 県啓発動画 (https://youtu.be/_h7vK85WtPk) を使用し YouTube 等の SNS に広告を配信することとし、それに伴う一切の手続きを行うこと。
 - ◆ 岡山県の受動喫煙防止対策事業の申請者が増加するよう、効果的な配信対象を設定すること。
 - ◆ 広告配信が委託期間内において最大限の効果を発揮できるよう、広告配信スケジュールを設定すること。
 - ◆ 広告をクリックすることで、岡山県の受動喫煙防止対策事業のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/903128.html>) に誘導するものとする
- こと。

ウ 共通事項

- ◆ WEB 広告は、ターゲットに訴求するのに最適な媒体を選択の上、その予算額と表示回数等を提案すること。なお、アとイの予算額の配分割合は自由である。
- ◆ WEB 広告の配信実施期間において、1 か月に 1 回程度、広告の実施状況を県へ報告すること。また、下記 5 (2) で掲げる事業の評価指標の達成が困難と見込まれる場合などには、その結果に応じて改善策を県と協議して実施すること。
- ◆ 広告価値棄損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」「ブランドセーフティ」については、県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

(2) 事業の評価指標の設定

本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。

- ・ア 受動喫煙の健康被害等の啓発動画
動画視聴数… 委託契約期間中 20 万回以上
- ・イ 岡山県の受動喫煙防止対策事業の PR 動画
広告クリック数… 委託契約期間中 5,000 回以上

6 履行場所

受託者事業所内

7 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 受託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（別紙 1）を作成し、報告しなければならない。
なお、報告書に添付する主な資料は次のとおりとし、詳細については県が指示するものとする。
 - ・WEB 広告の分析等のレポートを添付すること。
- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。
なお、委託事業の実施に当たり、取得価格が 10 万円以上の機械、器具又は物品の仕様が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
やむを得ず、委託業務を実施するに当たって、備品の取得が必要な場合にあつては、取得する備品の取得価格又は効用の増加は 50 万円を限度とし、50 万円を超える備品の取得はできないものであること。
- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後 5 年間保存すること。

8 精算

- (1) 本業務は、契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

- (2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

9 著作権等

- (1) 作成したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、期間満了後、県又は県の委託業者が管理運営する場合を考慮し、県に引き継ぐこととする。アカウント情報などは、県の求めに応じて提供すること。

10 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。
- (4) 必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (5) 予算規模1,056,000円に達しないうちに、目標を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- (6) 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」(別紙2)に該当する項目があれば遵守すること。